

- ・労働安全衛生規則の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、該当箇所を修正
- ・ページ数変更なし

該当ページ（2版）	該当ページ（3版）	改訂内容
68	68	<p>第151条の7 第1項を差し替え 「（接触の防止） 第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。（根拠 法第20条）」</p>
68	68	<p>第151条の9を差し替え 「（立入禁止） 第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）を使用する作業場において作業に従事する者がそのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。（根拠 法第20条） 2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。（根拠 法第26条）」</p>
69	69	<p>第151条の13を差し替え 「（搭乗の制限） 第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。（根拠 法第20条）」</p>
70	70	<p>第151条の67 第2項を差し替え 「2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。（根拠 法第26条）」</p>
71	71	<p>第151条の70 第2項を差し替え 「2 事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。（根拠 法第21条）」</p>
71	71	<p>第151条の72 差し替え 「（荷台への乗車制限） 第151条の72 事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に作業に従事する者を乗車させてはならない。（根拠 法第20条） 2 作業に従事する者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。（根拠 法第26条）」</p>
72	72	<p>第151条の73 第3項～第6項を追加 「3 事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、作業に従事する者を当該荷台に乗車させるときは、当該作業に従事する者をあおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。 4 事業者は、前項の場合には、当該作業に従事する者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗せてはならない。（根拠 法第20条） 5 作業に従事する者は、第3項の場合には、あおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗つてはならない。 6 作業に従事する者は、第3項の場合には、身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗つてはならない。（根拠 法第26条）」</p>
76	76	<p>「（イ）改正告示の施行日時点において、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に6月以上従事した経験を有する者については、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の科目に応じて、次に掲げる時間以上とすることができること。①学科教育 テールゲートリフターに関する知識 45分②実技教育 テールゲートリフターの操作の方法 1時間」を「（イ）（略）」に変更</p>
76	76	<p>第119条 「次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」を「次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。」に変更</p>